



「現業機関における新たな役割について」提案を受ける！

JR東労組は本社より「現業機関における新たな役割について」提案を受けました。提案の目的は、変革2027の実現に向けた「新たな仕事と組織」において、現業機関と企画部門の融合により、現業機関での様々な担務の取りまとめや企画業務等の価値創造・課題解決をより推進する社員に対し、これまでの役割を更に広げる形で新たな役割を設けるとしています。提案内容は以下の通りです。

1 新たな役割について

現業機関における一般社員の中心として管理者を補佐し、箇所における様々な担務を取りまとめ、価値創造・課題解決に向けた業務を推進するとともに、業務遂行の中心的な役割を担う者を「イノベティブスタッフ」(新設)として指定する。

2 職務手当の見直しについて

賃金規程別表 17「一般社員の職務手当の支給基準及び支給額表」のうち、番号 6 及び番号 7 を次のとおりとする。

番号	支給対象及び基準	支給額
6	駅等に勤務する者のうち、 (1) 特に指定された者	8,000円
	(2) 前号以外の者で、特に指定された者	6,000円
7	現業機関に勤務する者のうち、特に指定された者	11,500円

3 実施時期 令和4年 10月1日 (参考)
今回の役割の新設により、業務主務はイノベティブスタッフに統合する。

【対象者】

新たな役割を踏まえて主務職を基本とするが、箇所の実態等に応じて主任職等へも指定する。

なお、全ての現業機関において指定することができる。

主任職、指導職、係職が対象

【教育手当・職務手当の支給】

◆主務職 教育手当(42,000円)を支給 ◆主任職等 職務手当(11,500円)を支給

※なお、主任職 2 等級の社員については、賃金規程別表第 17 番号 8 により 1,000 円を加算

議論で示された主な内容

- ・イノベティブスタッフの規模については定数管理をするものではないため示すことはできない。
- ・業務主務は、特に規模の大きい車両センターにおいて、複数のグループの統括、毎月のグループの作業配分、作業工程の作成などを行っている方の中から指定している。また、技術センターの派出やメンテナンスセンターにおいて、管理者が少ない場所は常時管理者を補佐して、実質的な責任において業務主務を発令している。
- ・(判断基準は何か)乗務員区では内勤、乗務も出来る方、その中でも中心的な役割を担っている方々を指定する。主務職ではない若手も指定することもある。指定はケースバイケースとなる。
- ・指定された者は二次的発令を行う。発令は会社として行うものである。
- ・職務手当 11,500 円の根拠は、イノベティブスタッフの役割、その他の手当の状況を加味して総合的に判断した。
- ・職務手当は様々な役割に対して支給してきた。手当の仕組み自体は変わらない。
- ・全ての現業機関が対象となるが、必ず全現業機関で発令されるわけではない。多くの箇所に配置したい。
- ・変革を強力に推進するために新たな役割を新設して、エンジンとして付加していただきたい。

地方が行っている組織の再編の議論に関連するものであり、問題意識がある！

職場での議論を深めていくために今後、団体交渉を行っていきます！